

牟田事務所 許認可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目 9 番 14 号 ☎ (052) 681-6006 2021.05

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ 契約書の再確認を

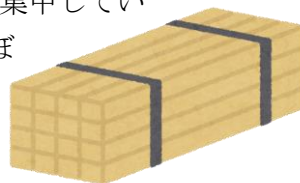
～ウッドショックで大ピンチ！～

新型コロナウイルスの影響は各業種深刻なものとなっていますが、特にハウスメーカーや工務店では大ピンチ！ なぜって海外から木材の仕入れが減少し、業界全体で木材の不足と高騰が起きているのです。

木材不足・価格高騰！
手の打ちようがありません

○ 木材の価格が高騰している理由

コロナの封じ込めに成功した中国は、いち早く経済活動を再開しました。アメリカにおいては感染拡大が加速度的に拡大し、在宅での生活の広がりや歴史的に低金利によって住宅市場が刺激されました。この二大国の状況が木材需要を大きく高め、木材供給が集中しています。そんな中、日本は現地へのオファーが遅れたため木材が日本にほぼ入ってこない状況が起きているのです。



○ 原則は施工業者の負担となります。

これでは工期がズレるどころか、資材がなければ着工できません。日本の木材は高く、売り上げが立たなくても社員さんの給与は補償が必要です。通常、建築請負契約を締結後に材料費の高騰が生じた場合、**原則として上昇分は施工業者が負担すること**となっています。

○ 施工費に関する条項の再確認を！

コロナの影響で流通網がマヒし不可抗力となる場合がありますが、今回のように他国の需給が変動した場合の価格の上昇はある程度契約内容に盛り込まれていると考えるのが妥当でもあるようです。

しかし、それではハウスメーカーや工務店の施工業者側の負担ばかりが膨らみます。このようなことを勘案して、**施工業者側が、材料費が上昇した場合は施工費に転嫁する（あるいはそれについて協議する）**というような条項を盛り込んでおくことで安心です。もちろん、発注者側が契約を受け入れる必要がありますが、今回の件で、元請になる事業所さんは改めて是非契約書の確認をお願いします！



miyu

出来上がるのに時間もかかるし、予算もオーバーだし
そんな話なら、注文取消しちゃおうかなあ～ って思っちゃいませんかね
困るよね～

★運送業★ まだ間に合うGマーク！

毎年7月1日から14日が申請受付期間のGマーク。

昨年取得しようと思ったけどコロナでできなかったという事業者様、今年こそGマークを取得しましょう！！

全事業所（営業所単位）の30%以上が、車両の半数が取得しています。まだ取得していない営業所はこの機会に是非挑戦しましょう！



Gマークのメリットは？

違反点数の消去	通常、3年となっている違反点数の付与期間について、違反点数与後2年間違反点数の付与がない場合、当該違反点数が消去されます。
IT点呼の導入	対面点呼に代えて、国土交通大臣が定める設置型又は携帯型のカメラを有する機器による営業所間等での点呼が可能となります。
特殊車両通行許可の有効期間の延長	特殊車両の通行許可について、一定の要件を満たす優良事業所の車両の場合、許可の有効期限が最長4年間まで延長（通常最長2年間）されます。
助成金の優遇	都道府県トラック協会の会員事業者に対する助成事業について、予算の範囲内で次の優遇措置が受けられます。 ①ドライバー等安全教育訓練促進助成制度 特別研修への受講料助成金の増額（通常7割→全額助成） ②安全装置等導入促進助成事業 IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器への1台2万円の助成
保険料の割引	損害保険会社の一部企業では、運送保険等において独自の保険料割引を適用しています。

上記以外にもインセンティブがありますが、何よりドライバーさんの安全に対する意識が高まり事故が減ります。書類揃えは、牟田事務所の得意なところ。お任せください。

Gマーク認定事業所の事故割合は未取得事業所と比べて半分以下というデータもあります。

働きやすい職場認証制度 ～5月20日公表～



運送業界は高齢化に加え、深刻な人手不足です。そんな状況を打破するため、昨年からはじめた働きやすい職場認証制度です。昨年は愛知県内の運送会社のおよそ3000社ありますが、その中で昨年は210社が認証されました。

星一つから星三つまでありますが、いきなり星三つは取得できず、星一つ、星二つ、星三つと順番にしか取得できません。でも今年は昨年星一つを取得した会社でも2年後の更新のときにしか星二つを取得できません。ということは、昨年取得した事業者に追いつくチャンスです！！

まだできたばかりで実際どうなのかわからないし、取得した事業者の様子を見てから考えようかなと思うかもしれませんが。でもこんなコロナの時代だからこそ、他の事業者より先に取得してみませんか？

今年の申請期間は7月21日～9月21日の2か月間。今から準備すれば十分に間に合います。まずは、**星一つ☆取得できるように牟田事務所でサポート**させていただきます。 田口

★産廃業★

～ワクチン注射！その後の準備～



■ 新型コロナ ワクチン接種の廃棄物の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染症に係る廃棄物の処理や感染拡大への対応についてここ1年余りで多くの通知やガイドラインが提示されてきましたが、ワクチンの接種に伴って排出される廃棄物（以下「ワクチン接種の廃棄物」）の取扱いについて、環境省から新たに通知がありました。

「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の処理について」概要

1.) 都道府県・政令市産業廃棄物行政の役割

ワクチンの接種の担当部局や処理業者からの、廃棄物の該当性・廃棄物の取扱い方法・実施体制に応じた排出事業者の考え方等について相談に応じるとともに、必要な判断等を適切に行う。

2.) 廃棄物の該当性について★

注射針等の鋭利な廃棄物については、特に感染性の危険が高いと判断されるため、感染性廃棄物として処理することが望ましい。ワクチンの接種においては、注射針、シリンジ（注射筒）、ワクチンのバイアル（容器）、ガーゼ、その他手袋等の防護具等が排出されると考えられる。その中で、注射針等の血液等が付着する廃棄物は感染性廃棄物に該当すると考えられるが、その他の廃棄物についても、血液等の付着のおそれがあることやワクチンの接種作業を効率的に進めようとする中で廃棄物を混同するおそれがあること等に鑑みて、全て感染性廃棄物として取り扱い、一括に廃棄物容器に梱包し、処理委託することは妨げないものとする。

3.) ワクチン接種の廃棄物の処理に係る基準や留意事項

「感染性廃棄物処理マニュアル」に基づいて対応。廃棄物処理法に基づき適切に処理及び保管が行われるよう指導を行う。

4.) 排出事業者の考え方について

市町村と医療機関との間の契約は、市町村によって異なることで複雑化することを避けるため、全国統一様式の契約書により原則として集合契約の形で契約を行う。ワクチンの接種は、既存の医療機関又は新規にその会場において診療所を開設する医療機関等により実施されるものであり、ワクチン接種の廃棄物もその医療機関等の医療事業に伴って排出される廃棄物であることから、基本的にはその医療機関等が排出事業者に該当するものと考えられる。

5.) 処理に係る費用負担等について

接種1回当たりの費用単価が設定され、接種の実績に応じて国から市町村に交付されることとなっており、通常のワクチン接種において排出されるワクチン接種の廃棄物の処理費用も接種費用単価に含まれている。

今後、各医療機関や接種会場から排出される「ワクチン接種の廃棄物」に関わる、廃棄物該当性、排出責任、費用負担などが明示されました。ワクチン接種の廃棄物は、全て感染性廃棄物として取り扱われ、医療機関等が排出事業者となり、処理費用は接種費用単価に含まれるということとなります。

感染性廃棄物（特管）をお持ちの事業者様では、今後、感染性廃棄物と合わせたその他廃棄物の収運依頼が増えてくるかもしれませんね。

白木

登録支援機関+申請取次 牟田美智代事務所

★外国人の採用を検討している方は必見！★

外国人の雇用を検討されている事業主様、採用担当者様で留学生の採用をご検討されていらっしゃる方はいませんか？

申請取次行政書士として入管に登録されました。外国人の在留資格に関する申請の取次を行うことができる資格です。**本人が入管に行く必要がありません**ので、申請者にとってメリットですね。是非、ご活用ください。

即戦力を「特定技能」でゲット！

1 費用負担が少ない

技能実習生と異なり、監理団体への月々の負担金がありません。

2 実務経験豊富

3年程度の技能実習生期間に、日本の風土文化を学び、業務についても一定の能力を兼ね備えている。

※だからと言って、誰でもすぐに特定技能で外国人労働者を雇用できるかと言うとそうではありません。場合によっては、国内外で試験に合格して頂く必要もありますし、日本語もある程度必要でしょうし、職種によって大きく異なります。



建設業関係は、(一社)建設技能人材機構(JAC)への入会や、建設業許可、本人の建設キャリアアップシステム登録(UCCS)等をクリアしていく必要がありますし、入管へ提出する「**在留資格変更認可申請**」！こちらの許可が下りるのに4か月程度もかかるというから…。さあ、興味のある方は牟田事務所と一緒に挑戦しましょう。できるだけ早くスタートした方がいいですね。 小泉

外国人も牟田事務所

任期満了 役員改選 ちょっと待って！

3月決算の事業所様は、5月に株主総会。そこで役員改選。今年は役員の任期満了に伴う役員改選の年、忘れては建設業許可が失効してしまうかもしれません。取り扱いが厳しくなりました。**任期の確認**をお願いします。牟田事務所のお客様には、役員改選の時期を事前にお知らせしておりますのでご安心ください。

しかし、「更新らしいので手伝ってあげて。」とご依頼をいただくことがあり、最新の登記を確認しますと、何と「**経營業務の管理責任者**」のはずの取締役が監査役に。お聞きすると「**会長になったんですよ。役員には変わりないでしょう〜。**」と、ひえ〜大変です。監査役は、取締役が適正に業務を行っているか、適正に会計処理、変なお金の使い方をしていないかをチェックする人と思ってください。つまりは経營業務を行うわけではありませんので、建設業の要件を満たさない！ということになってしまうというわけです。

役員改選、先にご連絡くださいね。慶子